

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県外1名

2018（平成30）年9月25日

証拠の提出及び証拠調べに関する意見書

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

第1 本件訴訟の争点

- 1 本件訴訟において、原告らは、被告らの違法な工事により、原告らの権利が侵害されることを理由に、その違法な工事の差止を求めている。

被告らの工事が「違法」である理由は、その工事の根拠となっている石木ダム建設事業が違法だからである。違法な事業に基づく工事は当然に違法となる。

また、石木ダム建設事業が「違法」である理由は、(主として)それが全く不必要な事業であるからである。

石木ダム事業が「全く不必要である」ことは、「利水面」「知水面」双方の観点から明らかであるが、本書面では、その「利水面」に関して論じる(したがって、以下では、いちいち「利水面における」とは記載しない)。

2 石木ダム事業が全く不要な事業であること

- (1) これについては、現時点で、次の三つの観点から、全く不要な事業であることが明らかである。

(2) ① 平成 24 年度予測がでたらめであること

佐世保市は、石木ダム事業の前提として、「必要水量は 117,000 m³/日であるが、佐世保市の保有水源は 77,000 m³/日しかなく、したがって、40,000 m³/日が不足するので、石木ダムを建設して補う必要がある」としている。

この「必要水量は 117,000 m³/日である」根拠となっているのは、佐世保市の平成 24 年度水需要予測であるが、これは全くでたらめの予測であり、単に、石木ダムを建設する必要性を作り出すために「水増し」して作成されたものである。

でたらめな予測に基づく石木ダム事業は全く不要な事業である。

(3) ② 佐世保市が、保有水源の評価を誤っていること

佐世保市は「佐世保市の保有水源は 77,000 m³/日しかない」と述べているが、実際には、少なくとも慣行水利権 22,500 m³/日がある。

佐世保市が、この「慣行水利権 22,500 m³/日」を保有水源として認めないことは、全く合理性がなく、単に、石木ダムを建設する必要性を作り出すために、そう言っているにすぎない。

したがって、仮に平成 24 年度予測の通り、水需要が伸びたとしてもなお、佐世保市では水不足は生じないので、石木ダム事業は全く不要な事業である。

(4) ③ 将来的に水不足が生じることはあり得ないこと

仮に、平成 24 年度予測が「適切に」作成されたとしても、現時点で、全く外れている。したがって、実際には、平成 24 年度予測が予測する最終年度である平成 36 年度においては、この予測よりもはるかに下回る水需要しか生じない。いや、平成 36 年どころか、人口減少と節水機器の普及が続く限り、今後の水需要は、現在の状態で推移する。したがって、石木ダムがなくても水需要不足は起こらず、石木ダム事業は全く不要な事業である。

第 2 佐世保市に対する求釈明及び証拠提出要求

1 前記第1 2項の①②は、別訴取消訴訟とほぼ同内容である。これについては、これまで準備書面で述べてきたし、別訴の長崎地裁判決に対する控訴理由書を援用した第10準備書面で詳細に述べたとおりである。

同③については、本件訴訟において明確に主張・立証はしていないが、事実上述べてきたところである(例えば「平成24年度予測が実績値と違いすぎる」として論じている部分や、グラフなど)。

2 前記①②に関して

(1) 原告らとしては、①②については、すでに十分に立証してきたつもりであった。

しかし、第10準備書面で援用した別訴控訴理由書でも詳細に述べているように、「原告らは、十分に立証したと考えたていた」にもかかわらず、別訴の長崎地裁は、「立証がされていない」と判断した。

(2) 従って、本件訴訟においては、別訴の長崎地裁で行った立証以上の立証が求められると原告らは考えざるを得ない。そのためには、すでに原告らが取得している資料についての釈明に答えてもらい、また佐世保市が所有(少なくとも管理。以下「所有等」と表記する)する資料で、原告らが入手していないものを明らかにしていただく必要がある。

その結果、原告らは、上記①②については明白になると信じて疑わない。

(3) この点、佐世保市が主張するように、「原告らの上記①②は全く誤っている」のであるならば、原告らが求める釈明に簡単に答えられるはずだし、原告らが求める資料等を、原告らがいくら分析しても、「そのことから、①②が明白になる」ことはあり得ないはずである。

「原告らが求める釈明や資料を開示することで、原告らの主張自体が誤っていることが明白になる」のであれば、無駄な訴訟(少なくとも議論や証人尋問)は避けられる。とすると、それは佐世保市にとってはもちろん、裁判所にとっても、佐世保市民にとっても、さらには原告ら自身にとっても有益なことであ

る。したがって、開示等(釈明への回答及び資料の開示双方を含む意味で使用。以下同じ)をしない理由はない。

- (4) 他方、佐世保市が、「自分たちに不利益になるから隠す」として、開示等を拒否するのであれば、それは裁判の公平性を害するし、「間違った主張が通る」ことになり、社会的に百害あって一利なし、である。

したがって、佐世保市が開示等を拒むことは許されない。

逆に、佐世保市が、何らかの口実を設けて、開示等を拒むのであれば、まさしく、原告らの主張が正しいことの推定が働くと言わざるを得ない。

3 前記③について

前記③を立証するためには、佐世保市が所有等する資料の開示等は不可欠である。

佐世保市が開示すべきことは、前項に記載した通りである。

4 具体的釈明事項、開示を求める資料

- (1) 別訴被告国は「不安定水源は、取水実績の面で年間を通じた安定した取水ができないことから、河川法 23 条の許可要件を満たさず、水道法上の認可水源となり得ないから、市の保有水源に含めるべきではない。」と主張し、「平成 19 年度には『長崎県が定めた維持流量を確保すると、三本木及び四条橋で、全く取水できない日が 10 日以上存在すること』が、乙 B 第 22 号証を見れば、明らかである」という趣旨の主張をしている(別訴乙 B 第 22 号証を本書面に添付する)。

別訴被告国の主張は当然、佐世保市の「受け売り」であろうし、また、本訴訟において佐世保市は、積極的な主張をしていないので、別訴被告国の主張同様の主張をしていると解せる(なお、「違う」というのであれば、積極的に主張していただきたい)。

この主張を前提に、以下の釈明を求める(なぜ必要かについての詳細は、第 10 準備書面援用の別訴控訴理由書参照)。

ア 前記「全く取水できなくなる日が10日以上ある」年として、別訴判決は「平成19年」とし、別訴乙B第22号証も「平成19年」の資料である。他方、平成19年の給水制限は「平成19年から20年」にかけてであるし、別訴被告国は「平成19年度」と表現している。

そこでまず、佐世保市としては、「長崎県が定めた維持流量を確保すると、三本木及び四条橋で、全く取水できない日が10日以上存在すること」年は、「平成19年」なのか、「平成19年度」なのか、明らかにしていただきたい。

なお、以下では「前記アで答えた年の」と表現する。

イ 前記アで答えた年の以下を明らかにしていただきたい。

- (ア) 「四条橋」(慣行水利権)の毎日の取水量
- (イ) 「三本木」(慣行水利権)の毎日に取水量
- (ウ) 「相浦川」(許可水利権)の毎日に取水量
- (エ) 「四条橋」取水口がある区間における毎日の流量
- (オ) 「三本木」取水口がある区間における毎日の流量
- (カ) 「相浦川」取水口がある区間における毎日の流量
- (キ) 「四条橋」取水口がある区間の渇水流量
- (ク) 「三本木」取水口がある区間の渇水流量
- (ケ) 「相浦川」取水口がある区間の渇水流量

ウ 比較対照する必要があるので、平成28年(または年度)について、前項と同じ資料を明らかにしていただきたい。

エ 前記アで答えた年の以下を明らかにしていただきたい。

- (ア) 河川法53条の2の規定に基づく特例措置として、九州電力などが保有する河川水利権の一部融通をしたことがあるか。あるならばそれら水利権ごとの、引入れ先と毎日の一部融通状況(融通期間中毎日の融通水量)。

- (イ) 水利権量を上回る特例取水をしたことがあるか。あるならばそのすべての取水所ごとの毎日の特例取水量
- (ウ) 民間所有井戸から河川への放流等をしたことがあるか。あるならばそのすべての日にち(期間)及び内容。
- (2) 「相浦川」許可水利権は、平成 20 年 4 月 1 日に許可されている(甲 B 第 24 号証参照)。すると、「相浦川」を許可するに当たり作成された資料があるはずなので、その全部の開示を求める。
- (3) 佐世保市は、平成 19 年に作成された資料でも、本件慣行水利権を「不安定水源」としている。
- 何を根拠に、どういう理由で、本件慣行水利権を「不安定水源」としていたのか、明らかにしていただきたい。少なくとも、取消訴訟で被告国が述べる「平成 19 年度の状況からすれば」とは言えないはずである。
- (4) 平成 24 年度から同 29 年度までの、以下を明らかにしていただきたい。
- ア 佐世保市の人口
- イ 以下の一日平均給水量
- (ア) 生活用水
- (イ) 業務・営業用水
- (ウ) 工場用水
- ウ 中水道
- エ 有効率、有効無収率、有収率
- オ 負荷率
- カ 以下の毎日の取水量
- (ア) 安定水源の合計
- (イ) 安定水源のうちの「相浦川」
- (ウ) 「三本木」

(エ) 「四条橋」

第3 証拠調べに対して

- 1 佐世保市は、原告らが請求する谷本薫治氏の証拠調べに関して、「資料で客観的に判断できるものであり、不要」という趣旨の意見を述べる。
- 2 原告らとしては、資料を見るだけでは不十分と考えているが、資料が現に開示されていない段階であるので、佐世保市が言う「資料を取り調べるだけで十分」という意見も確かに傾聴に値する。したがって、現時点では、意見を述べることは控える。
- 3 よって、上記の資料を佐世保市が開示した後に、それらをもとに、谷本氏の証拠調べの必要性について、補充したい。

以上